



2024年10月15日

各 位

会社名 株式会社 東 名
代表者名 代表取締役社長 山本 文彦
(コード番号: 4439 東証スタンダード・名証プレミア)
問合せ先 常務取締役管理本部長 日比野 直人
(TEL 059-330-2151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年10月15日開催の取締役会において、2024年11月27日開催予定の第27期定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、第42条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものです。

また、経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第19条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を2名増員し、7名から9名に変更するとともに、株主総会及び取締役会の運営を柔軟に行うことができるよう、現行定款第14条（招集権者及び議長）及び第23条（取締役会の招集権者及び議長）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (自己の株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> 第8条～第13条 (条文省略) (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第2章 株式 (削除) 第7条～第12条 (条文削除により繰り上がり) (招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、 <u>取締役会長又は取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長及び取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現行定款	変更案
<p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第14条～第17条 (条文削除により繰り上がり)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第21条 (条文削除により繰り上がり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長及び取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第41条 (条文削除により繰り上がり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第42条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年11月27日 (予定)
定款の効力発生日	2024年11月27日 (予定)

以上